

用語の定義

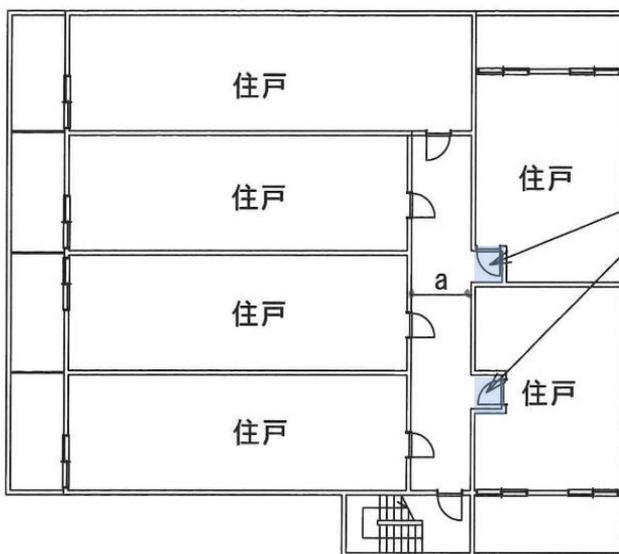
項目	廊下の幅員：両側に居室がある廊下
条文	建築基準法第 35 条、建築基準法施行令第 119 条、令第 52 条第 6 項

令第 119 条でいう両側に居室がある廊下とは、廊下をはさむ両側の居室の出入口がその廊下に面しているものとする。

下図のような共同住宅の住戸前にあるアルコーブは廊下として扱わない。

廊下幅員 a は、両側に居室がある廊下として階段まで必要な有効幅員を確保すること。

なお、住戸前にあるアルコーブは、共同住宅の共用の廊下としての容積算定の緩和は使えない。



関連通達・資料	建築基準法質疑応答集 2 P. 2136 廊下(3)、平成 29 年度「建築物の防火避難規定の解説 2016」アフターフォロー質問と回答 No. 5
---------	--